

ファックス119・メール119 システム利用案内

1 サービスの概要

ファックス119・メール119 システム（以下「システム」という。）は、音声による119 番通報が困難な聴覚障がいや言語障がいのある方等（以下「聴覚障がい者等」という。）がファックス機能付き電話や、携帯電話等のメールを利用して、火災や救急などの通報（以下「緊急通報」という。）を行い、消防車や救急車の要請ができるサービスで、西条市消防本部が提供するものです。

2 サービス対象エリア

システムが利用できるエリアは、西条市の行政区域内のみです。他の区域からの通報には対応できません。

3 利用対象者

原則として、西条市内に居住もしくは勤務する聴覚障がい者等で、以下の利用条件及び注意事項について承諾が得られる方が対象となります。

4 利用条件

- (1) システムは事前登録制となります。ファックス119・メール119システム（利用・変更・中止）申込書（以下「申込書」という。）に必要事項を記入の上、登録申請を行ってください。なお、18 歳未満のご利用につきましては、保護者の方が申込みを行ってください。
- (2) 利用登録後に登録事項に変更が生じた場合は、速やかに西条市消防本部通信指令課まで連絡の上、申込書により変更手続きを行ってください。変更手続きが行われない場合、通報が正常に受け付けられない場合があります。
- (3) 緊急時連絡先に登録いただいた親族・協力者等の方には、通報の状況により昼夜を問わず、消防本部から緊急連絡をする場合があります。緊急時連絡先に登録いただく方には、必ず趣旨を説明し同意を得てください。
- (4) システムは、消防車及び救急車の要請に限り利用することができます。問合せ・ご相談等には応じられません。

5 システム共通注意事項

- (1) 消防本部は緊急通報の着信後、通報者に対しファックスまたはメールの返信をします。この返信が届かない場合、消防本部への緊急通報が着信していない可能性があります。その場合は、近くの人に助けを求める等、別の通報手段を講じてください。
- (2) 音声通報が可能な方が周囲にいる場合には、音声による通報を優先してください。

6 メール119注意事項

- (1) メール119を利用される方は、あらかじめ携帯電話事業者とメールサービスの利用契約をすませてください。携帯電話事業者との契約及び通報の際に生じる通信料は利用者の負担となります。
- (2) メール119での緊急通報は、携帯電話通信網を利用しているため、トンネル、地下、建物内等、電波の届かない場所及び携帯電話通信網のエリア外や、山間部等の電波の弱い所、また通信網の工事、障害、通信規制等により、ご利用できなくなる場合があります。
- (3) メールは、遅延・消失する可能性があり、この場合、消防本部への緊急通報の着信が遅れる又は着信しない場合があります。

- (4) 緊急通報を送信後、電波の届かない所や電波の弱い所へ移動したりすると、返信メールが届かない場合がありますので注意してください。
また、消防・救急車両到着までは絶対に携帯電話の電源は切らないでください。
- (5) 要請場所等が不明な場合には、利用者と消防本部とで、何度かメールのやり取りをする場合があります。
- (6) メール119を利用した際の緊急通報は、文字情報のみの受信となります。添付ファイルや画像等のデータは受信できません。
- (7) メンテナンス及び障害等に起因して、メール119の送受信を一時停止する場合があります。メンテナンス等、事前に周知可能な場合については、利用者に対しメールにて事前に一時停止する旨を通知します。
- (8) 登録者以外の者にメール119の送信先メールアドレスは教えないでください。

7 利用手続き

(1) 申込み方法

このシステムの利用を希望する方はホームページから申込書をダウンロードするか、消防本部または西条市役所社会福祉課障がい者福祉係の窓口で申込書を受領後、必要事項を記入の上、下記あてに郵送・ファックスで申込みをするか、直接持参してください。

郵送又はファックス する場合の宛先	郵便番号 793-0028 西条市新田183番地1 西条市消防本部 通信指令課 電 話 0897-52-1436 ファックス 0897-55-5558
----------------------	---

(2) 登録・利用開始通知

消防本部で、システム利用者の登録を行います。なお、提供された情報については、本サービスのみを使用することとします。

登録完了後、消防本部から申込みされたファックス番号またはメールアドレスに登録完了案内及び通報用様式を送信します。このファックスまたはメールが正常に受信できた時点をもってご利用可能となります。

(3) 携帯電話必要事項登録

登録完了メールに記載されたメールアドレスが、メール119送信先のメールアドレスとなります。

また、通報用様式は火災用と救急用の2通を送付しますので、メール119送信先のメールアドレスと共に、携帯電話の定型文（下書き）等に登録し、緊急時に直ちに使用できるようにしてください。

(4) 変更及び中止

登録内容の変更又は利用を中止する場合は、申込書に必要事項を記入の上、7-(1)の申込み方法と同様の方法で申請してください。

8 お問合せ

システムに関する質問・相談につきましては、消防本部 通信指令課までご連絡ください。

《西条市消防本部 通信指令課》

電 話：0897-52-1436

ファックス：0897-55-5558

メー ル：tsushin@saijo-city.jp